

2025年度

～ 身体障害・知的障害・精神障害福祉サービス一覧 ～

神河町役場 健康福祉課

令和7年4月1日現在

身体障害者手帳→身障手帳
療育手帳→療育手帳
精神障害者保健福祉手帳→精神手帳
と表記しています。

事業名	内 容	要 件	所得制限	身障手帳						療育手帳			精神手帳			相 談 窓 口	
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級		
医療関係	自立支援医療制度 (精神通院医療)	精神疾患等で受診されている医療機関での医療費を助成します。医療費の自己負担額は原則1割負担で、世帯の所得に応じて自己負担上限額が設定されます。	精神疾患等で定期的に医療機関に通院されている方 * 手帳取得は必須ではありません	有										○	○	○	神河町役場 健康福祉課
	季節性インフルエンザ予防接種	予防接種を指定の期間内に1回のみ接種できます。(一部自己負担 1,500円)	40歳以上60歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方および、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。	無	△												神河町役場 健康福祉課
	高齢肺炎球菌予防接種	予防接種を1回個人負担2,500円で接種できます。*過去に接種した方は対象外															
日常生活の援助制度	日常生活用具給付事業	日常生活用具を給付します。特殊寝台、ストマ用具、電気式たん吸引器など	身障手帳、療育手帳をお持ちの方・難病の方 用具の種類ごとに対象者が異なります。 課税世帯は1割負担	有	△	△	△	△	△	△	△						神河町役場 健康福祉課
	日常生活用具貸出事業	手動ギャッチベッド、車椅子の貸与	緊急時、一時的に必要とされる場合 公的制度に該当しない場合	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町社会 福祉協議会
	補装具費支給事業	身体上の障害を補うための用具を給付します。義手、義足、装具、車椅子、座位保持装置、補聴器など	身障手帳をお持ちの方・難病の方 * 身体障害者更生相談所で判定されます。 * 介護保険制度が優先されます。 * 所得により自己負担あり	有	△	△	△	△	△	△							神河町役場 健康福祉課
	住宅改修費給付事業	住環境の改善を行うための住宅改修費を支給します。(1回限り) * 上限20万円(課税世帯は1割個人負担) * 事前申請が必要	下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のいずれかを持つ学齢児以上の方で、身障手帳3級以上所持者・難病の方 介護保険法の制度を利用できない方	無	△	△	△										神河町役場 健康福祉課
	障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)など 居宅介護:ヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排泄、食事の介護などをを行います。 短期入所:障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、施設等で日中活動を支援します。 * 詳細は健康福祉課へ	障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の申請が必要。 区分によって利用できるサービスが違います(区分なしで利用できるサービスもあります)。 難病の方も利用できます。	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場 健康福祉課
	障害者支援施設等への入所 ※障害福祉サービスの一つ	入浴、排泄、食事などの介護を行う施設や相談、日常生活上の援助を行うグループホーム等への入所 * 詳細は健康福祉課へ	障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の申請が必要。 施設入所の場合、原則障害程度区分4以上(50歳以上は区分3以上) グループホーム・・・町が必要と決定した方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場 健康福祉課
	児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	未就学児	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場 健康福祉課
	人生いきいき住宅 助成事業	障害者に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する。(所得に応じて助成限度額決定)	身障手帳・療育手帳をお持ちの方	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○印は全該当 △印は一部該当

【神河町】

事業名	内 容	要 件	所得制限	身障手帳						療育手帳			精神手帳			相 談 窓 口		
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級			
日常生活の援助制度	放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	就学児	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神 河 町 役 場 健 康 福 祉 課
	日中一時支援事業	心身障害者(児)の日中における活動の場、または障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、施設等で日中活動を支援します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者の方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神 河 町 役 場 健 康 福 祉 課
	福祉有償運送	車椅子対応車輛による、医療機関への送迎を有償で行います。	移動する際に、常に車椅子を要する方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神 河 町 社 会 会 福 祉 協 議 会
	福祉車両貸出し事業	車椅子のまま乗車できる車の貸出	常時または随時に車椅子を必要とする方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神 河 町 社 会 会 福 祉 協 議 会
	障害者支援施設等への通所 ※障害福祉サービスの一つ	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 *詳細は健康福祉課へ	身障手帳所持者、及び療育手帳、精神手帳所持者、または医師が同等と認めた方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神 河 町 役 場 健 康 福 祉 課
	日常生活自立支援事業	日常の金銭管理や通帳等の預かりなどを行います。	自宅やグループホーム、ケアハウスなどで生活をされている方で、判断能力に不安のある方	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	神 河 町 社 会 会 福 祉 協 議 会
	粗大ごみの有料戸別収集	たんす、机、ベッドなど大型ごみの戸別収集(収集1回につき2,000円)	手帳を所持されている世帯で、軽トラック等を所持されていない又は自動車を運転できる方がいない世帯	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	神 河 町 役 場 住 民 生 活 課
社会参加と自立のための制度	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	病院を受診される時や会議に出席される際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	聴覚障がいや音声、言語機能に障害がある方又は上記の方と	無	△	△	△	△	△	△							神 河 町 役 場 健 康 福 祉 課	
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出を支援します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者の方	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神 河 町 役 場 健 康 福 祉 課
	自動車運転免許取得費の助成	自動車運転免許取得に要した費用の3分の2を助成します。 * 限度額/100,000円	身障手帳4級以上 就労、通勤、通学に免許取得が必要な場合	無	△	△	△	△										神 河 町 役 場 健 康 福 祉 課
	自動車改造費の助成	自動車改造に要した費用を助成します。 * 限度額/100,000円 ☆事前申請が必要	上肢、下肢又は体幹機能障害者 就労のため、運転する自動車を一部改修する必要がある場合	有	△	△	△	△	△	△								神 河 町 役 場 健 康 福 祉 課
	兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付	障害者などのための駐車スペースを利用するための利用証を交付します。	障害の区分ごとに対象となる級が異なります。	無	△	△	△	△	△	△			△					神 河 町 役 場 健 康 福 祉 課
	駐車禁止区域の緩和	公安委員会が指定した駐車禁止区間及び時間制限駐車区間において駐車禁止除外指定車標章を提示することにより駐車することができます。	障害の区分ごとに対象となる級が異なります。	無	△	△	△	△			○		○					警 察 署
	生活福祉資金の貸付(福祉資金)	無利子(連帯保証人がない場合、年1.5%)で資金貸付(生業費、技能修得費、住宅の補修・修繕費、福祉用具購入費、障害者自動車購入費等)	手帳の交付を受けた方の属する世帯	有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神 河 町 社 会 会 福 祉 協 議 会

(注) ○印は全該当 △印は一部該当

【神河町】

事業名	内 容	要 件	所得制限	身障手帳						療育手帳			精神手帳			相 談 窓 口
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級	
タクシー運賃補助事業	町内に限りタクシー料金の半額補助(年間24回まで。透析者は48回まで。)	身障手帳1・2級所持者 精神手帳1級所持者 療育手帳A判定所持者 介護保険要介護3・4・5の方	無	○	○						○		○		神河町役場 健康福祉課	
バス運賃割引	本人と介助者1人 * 5割引	第1種身体・知的・精神障害者が利用する場合	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各窓 バス会社口	
	本人のみ * 5割引	第2種身体・知的・精神障害者が利用する場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
JR旅客運賃割引	本人と介助者1人 * 5割引 * 急行券、回数券、定期乗車券も対象	第1種身体・知的・精神障害者が介護者と利用する場合	無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	JR各駅窓口	
	本人のみ * 5割引	第1・2種身体・知的・精神障害者が単独で片道100kmを越える区間を利用する場合		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	本人と介助者1人 * 介護者のみ定期乗車券5割引	12歳未満の第2種障害児が介護者と利用する場合		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
私鉄旅客運賃割引	割引対象、内容、利用方法ともJRの割引に準じていますが、各私鉄によって取り扱いが異なる場合があります。私鉄各社にお問い合わせください。		無	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	私鉄各社 各窓	
航空旅客運賃割引	各航空運送事業者又は路線によって異なる場合があります。各航空会社にお問い合わせください。	第1種身体・知的障害者が介護者と利用する場合 第2種身体・知的障害者が利用する場合	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各窓 航空会社口	
NHK放送受信料の免除	受信料を全額免除します。	①身障手帳・療育手帳・精神手帳を持っている家族がおり、世帯全員が町民税非課税の場合 ②生活保護世帯の方	有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	神河町役場 健康福祉課	
	受信料を半額減免します。	①視覚・聴覚障害者が世帯主かつ契約者である場合 ②身障手帳1・2級又は療育手帳A判定又は精神手帳1級をお持ちの方が、世帯主かつ契約者である場合	無	△	△	△	△	△	△	△		△			神河町役場 健康福祉課	
ケーブルテレビ加入金・基本料金の減免	ケーブルテレビ加入金・利用料を半額減免します。	①身体障害者手帳を所持する視覚または、聴覚障害者が、主たる生計維持者である加入者の場合 ②身体障害者手帳1・2級及び、3級で重複障害の方または、療育手帳A判定の方もしくは、精神障害者保健福祉手帳1級の方が、主たる生計維持者である加入者の場合 ③70歳以上一人暮らしの方	無	△	△	△				△		△			神河町ケーブルテレビ ネットワーク	
電話番号案内料の免除	NTT支店・営業所へお問い合わせください。	視覚障害、肢体不自由の方 療育手帳、精神手帳所持者	無	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	NTT支店 ・営業所	
携帯電話料金の割引	携帯電話料金の基本使用料などが割引されます。利用される携帯電話会社へお問い合わせください。		無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用される各 携帯電話会社	

各種割引制度

【お問い合わせ窓口】

関係機関名	住所	電話番号
神河町役場 健康福祉課	神崎郡神河町栗賀町630 神崎支庁舎内	NTT 0790-32-2421 FAX 0790-31-2800 メール kenkou_fukusi@town.kamikawa.hyogo.jp
神河町役場 住民生活課	神崎郡神河町寺前64	NTT 0790-34-0962
神河町役場 税務課	神崎郡神河町寺前64	NTT 0790-34-0961
神河町ケーブルテレビ ネットワーク	神崎郡神河町栗賀町624-39	NTT 0790-32-2752
神河町 社会福祉協議会	神崎郡神河町栗賀町630 神崎支庁舎内	NTT 0790-32-2303(代)
中播磨健康 福祉事務所 (福崎保健所)	姫路市北条1丁目98(姫路総合庁舎内)	079-281-3001(代)
	福崎町西田原235	0790-22-1234
姫路県税事務所	姫路市北条1丁目98(姫路総合庁舎内)	079-281-3001(代)
姫路税務署	姫路市北条1丁目250	079-282-1135
姫路年金事務所 国民年金課	姫路市北条1丁目250	079-224-6382
福崎警察署	福崎町福崎新376番地の3	0790-23-0110

※障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されました。

神河町では、障害者虐待防止センターを役場健康福祉課内に設置しています。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、町の窓口に速やかに通報する義務があります。

ひとりで悩まずにご相談ください。あなたの気づきが障害者やその家族を守ります。

神河町障害者虐待防止センター(神河町役場 健康福祉課内)

電話番号 0790-32-2421(夜間は宿直員対応)

FAX番号 0790-31-2800